

議 答 申 個 第 5 4 号

令 和 3 年 7 月 2 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

顔認証サーマルカメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について（答申）

令和3年6月30日付け生総第58号で諮問のあった事項について、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>顔認証サーマルカメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>実施機関から諮問のあった本人外収集については、適当なものと認めるが、次のことに配慮されたい。 顔認証サーマルカメラの運用に当たっては、定期的に映像データを削除するとともに、管理運用に係る要綱を整備のうえ、個人情報を収集しない方式への機能改善に今後取り組むよう努力すべきである。</p>
<p>審議内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のために市役所の各玄関に設置された顔認証サーマルカメラで来庁者が検温した際、個人の容姿が撮影され、その映像が保存されることから、本人の同意なく個人情報を収集すること、保存されたデータを犯罪及び事件に係る情報収集、分析及び原因究明に限り外部提供することについて、生駒市個人情報保護条例第7条の規定により本審議会に諮問されたものである。 本審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために顔認証サーマルカメラを設置することについては、適正な行政執行にあたりと考えられるものの、個人情報の保存は必要最低限の期間に限るべきものであり、保存機能も設置の目的に照らして不要であると認められることから、上記のとおり意見をとりまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>令和3年7月6日</p>
<p>収集する個人情報の項目</p>	<p>個人の容姿</p>
<p>所管課</p>	<p>総務部 総務課</p>